



報道関係者 各位

令和元年 10 月 24 日

〔照会先〕

埼玉労働局労働基準部監督課

監督課長 長澤 篤

主任監察監督官 宮尾 薫子

電話番号 048-600-6204

11 月は「過労死等防止啓発月間」です

～過重労働解消キャンペーン及び過労死等防止対策推進シンポジウムを実施します～

「過労死等防止対策推進法」で、11 月は「過労死等防止啓発月間」とされ、国及び地方公共団体はその趣旨にふさわしい事業の実施に努めなければならないとされています。

埼玉労働局（局長 木塚 欽也）では、同月間に、「過重労働解消キャンペーン」及び「過労死等防止対策推進シンポジウム」を実施します。

【取組の内容】

1 過重労働解消キャンペーンの実施

（1）労使団体等への協力要請の実施

県内 9 つの主要な労使団体等に対し、過重労働解消に向けた取組について、10 月 25 日に協力要請を行います。

（2）埼玉労働局長によるベストプラクティス企業への職場訪問

埼玉労働局長が、報道機関に公開の上で、長時間労働の削減に積極的に取り組んでいる企業を訪問します。

また、訪問企業の取組事例は、後日、埼玉労働局のホームページで紹介する予定です。

訪問企業： エージーエス A G S 株式会社（埼玉県さいたま市浦和区針ヶ谷 4-2-11）

〔業種：情報処理サービス業〕

訪問日時： 11 月 7 日（木）10：00 ～（1 時間から 1 時間半程度を予定）

面談者：代表取締役社長 原 俊樹 氏（ほか）

内 容：① 埼玉労働局長と社長との対談
② 埼玉労働局長と社員との意見交換

※ 当日、現地での取材を是非ともお願いします。

現地取材を実施していただける場合は、11 月 5 日（火）までに、埼玉労働局労働基準部監督課（担当 佐藤）あてにご連絡をお願いします。

(3) 集中的な監督指導の実施

過労死等に係る労災請求が行われた事業場、離職率が極端に高く若者の「使い捨て」が疑われる企業等に対し、労働基準監督官による集中的な監督指導を行います。

(4) 休日電話相談の実施

「過重労働解消相談ダイヤル」(無料)を全国一斉に実施し、過重労働をはじめとする労働条件全般にわたり、労働基準監督官が休日に電話相談に応じます。

フリーダイヤル なくしましょう 長い残業
電話番号： 0 1 2 0 - 7 9 4 - 7 1 3

実施日時： 10月27日(日) 9:00 ~ 17:00

全国どこからでもかけられ、携帯電話からのご利用も可能です。
ご本人だけでなく、家族や知人の方からのご相談もお受けします。
また、匿名でのご相談も可能です。

(5) 過重労働解消のためのセミナーの開催

「過重労働解消のためのセミナー」(参加無料)を開催します(定員約100名)。

開催日時： 11月7日(木) 14:00 ~ 16:30 (受付13:30~)

会 場： T K P大宮ビジネスセンター ホール1
(さいたま市大宮区仲町2-26 富士ソフトビル)

※ 専用ホームページ ➡ <http://partner.lec-jp.com/ti/overwork>



2 過労死等防止対策推進シンポジウムの開催

「過労死等防止対策推進シンポジウム」(参加無料)を開催します(定員250名)。

開催日時： 11月27日(水) 14:00 ~ 17:00 (受付13:00~)

会 場： 浦和コルソ 7階 コルソホール (さいたま市浦和区高砂1-12-1)

内 容： ① 埼玉労働局からの現状報告

② 家族の会 体験談

③ 講演 金井 郁 氏 (埼玉大学 人文社会科学研究科 准教授)

「日本的雇用システムにおける‘企業拘束性’を考える」

④ 企業による事例報告 (三州製菓株式会社)

※ 専用ホームページ ➡ <https://www.p-unique.co.jp/karoushiboushisympo/>



<<< 過重労働解消キャンペーン特設ページ >>>

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/roudoukijun/campaign.html>



毎年11月は 「過労死等防止啓発月間」です。

過労死等防止対策推進法では、国民の間に広く過労死等を防止することの重要性について自覚を促し、これに対する関心と理解を深めるため、毎年11月を「過労死等防止啓発月間」と定めています。

国民一人ひとりが自身にも関わることとして過労死等とその防止に対する理解を深めて「過労死ゼロ」の社会を実現しましょう。



※「過労死等」とは、業務における過重な負荷による脳血管疾患もしくは心臓疾患を原因とする死亡、もしくは業務における強い心理的負荷による精神障害を原因とする自殺による死亡またはこれらの脳血管疾患、心臓疾患、精神障害のことです。

過重労働解消キャンペーンのほか、 「過労死等防止対策推進シンポジウム」を 開催します。

過労死をゼロにし、健康で充実して働き続けることのできる社会の実現に向け、過労死等とその防止について考えるシンポジウムを、過労死等防止啓発月間を中心とした期間に開催します。

また、過労死等防止啓発のためのパンフレットの配布や新聞、インターネットなど各種媒体を活用した周知・啓発を行います。

○過労死等防止対策推進シンポジウム

全国47都道府県において計48回開催します。

(無料でどなたでも参加できます。)

開催会場によって開催日時やプログラムは異なりますので、詳細は専用ホームページで御確認ください。



専用ホームページ <https://www.p-unique.co.jp/karoushiboushisympo/>

厚生労働省などでは、11月を「しわ寄せ防止キャンペーン月間」に位置づけました。

事業主の
皆さまへ

大企業・親事業者による長時間労働の削減等の取組が、下請等中小事業者に対する適正なコスト負担を伴わない短納期発注、急な仕様変更などの「しわ寄せ」を生じさせる場合があります。適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更などはやめましょう!



働き過ぎていませんか?



働くことは大切。
でも、働き過ぎによって生じる様々なリスクを
理解していますか。
健康のために必要なのは、
適切な労働時間と健全な労働環境。
あなたは働き過ぎていませんか?
いま、人々は新しい時代の働き方を求めています。



～トップが決意を持って、長時間労働の削減に向けた取組を推進しましょう。～

毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。
同月間に「過重労働解消キャンペーン」を実施します。

無料

過重労働等に関する相談はこちら
「過重労働解消相談ダイヤル」

0120-794-713

10月27日(日) 9:00~17:00

専用WEBサイト ▶ 過重労働解消キャンペーン



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。 同月間に「過重労働解消キャンペーン」を実施します。

平成26年11月に施行された「過労死等防止対策推進法」において、11月は「過労死等防止啓発月間」とされています。このため、厚生労働省では、同月間において、過労死等の一つの要因である長時間労働の削減等、過重労働解消に向けた集中的な周知・啓発等の取組を行う「過重労働解消キャンペーン」を実施します。

労働時間等の現状

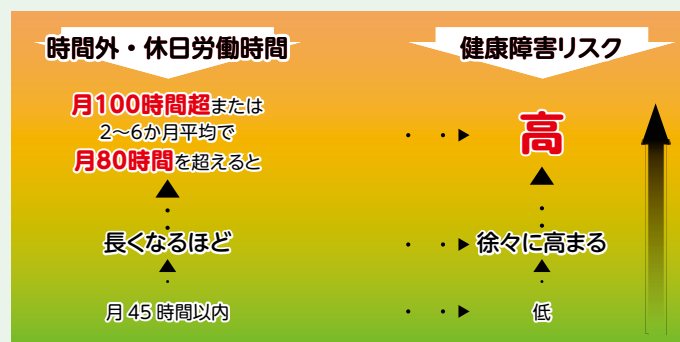
労働時間の現状をみると、週の労働時間が60時間以上の労働者の割合は近年低下傾向であるものの、労働者全体の1割弱で推移しており、いまだ長時間労働の実態がみられます。また、脳・心臓疾患に係る労災支給決定件数についても依然として高い水準で推移するなど、過重労働による健康障害も多い状況にあるほか、割増賃金の不払に係る労働基準法違反も後を絶たないところです。

知っていますか？

過重労働と健康障害の関連性

長時間にわたる過重な労働は疲労の蓄積をもたらす最も重要な要因です。具体的には、時間外・休日労働が月45時間を超えて長くなるほど、業務と脳・心臓疾患の発症との関連性が強まります。

(右の図は、労災補償に係る脳・心臓疾患の労災認定基準の考え方の基礎となった医学的検討結果を踏まえたものです。)



過重労働による健康障害等を防止するためにも、労働時間を適正に把握^{※1}し、次の措置を講じましょう。

過重労働による健康障害を防止するために^{※2}

①時間外・休日労働時間等を削減しましょう。

- 労働基準法が改正され、法律上、時間外労働の上限は原則として月45時間・年360時間となり、臨時的な特別の事情がなければこれを超えることができなくなりました。(注1)(注2) 臨時的な特別の事情があって労使が合意する場合(特別条項)でも、法律に定める上限を守らなければなりません。

- 時間外労働は本来臨時的な場合に行われるものであること等を踏まえ、36協定(時間外労働・休日労働に関する協定)の締結に当たっては、労働者の代表(労働者の過半数で組織する労働組合又は労働者の過半数を代表する者)とともに、その内容が指針(注3)に適合したものとなるようにしてください。

(注1) 上限規制の施行は平成31年4月1日ですが、中小企業に対しては1年間猶予され令和2年4月1日からとなります。

(注2) 建設事業、自動車運転の業務など、特定の事業・業務については、上限規制の適用が猶予・除外されています。

(注3) 「労働基準法第36条第1項の協定で定める労働時間の延長及び休日の労働について留意すべき事項等に関する指針」(平成30年9月、厚生労働省)

②年次有給休暇の取得を促進しましょう。

- 労働基準法が改正され、年5日の年次有給休暇(以下「年休」という。)を確実に取得させることが必要となっていますが、これは最低基準です。労働者に付与された年休は本来、すべて取得されるべきものです。年休を取得しやすい職場環境づくり、年休の計画的付与制度の活用等により年休の取得促進を図りましょう。

③労働者の健康管理に係る措置を徹底しましょう。

- 健康管理体制を整備するとともに、健康診断を実施しましょう。
- 長時間にわたる時間外・休日労働を行った労働者に対する面接指導等を実施しましょう。
- 労働安全衛生法が改正され、面接指導の対象が、「時間外・休日労働時間が1か月当たり80時間を超え、かつ疲労の蓄積が認められる者」に拡大されました。

賃金不払残業を解消するために^{※3}

- ①職場風土を改革しましょう。
- ②適正に労働時間の管理を行うためのシステムを整備しましょう。
- ③労働時間を適正に把握するための責任体制を明確化しチェック体制を整備しましょう。

※1「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」(平成29年1月、厚生労働省)

※2「過重労働による健康障害を防止するため事業者が講ずべき措置」(平成31年4月、厚生労働省)

※3「賃金不払残業の解消を図るために講ずべき措置等に関する指針」(平成15年5月、厚生労働省)

厚生労働省では、過重労働解消キャンペーン期間中に、次の取組を行います。

1. 労使の主体的な取組を促します。

使用者団体や労働組合に対し、長時間労働削減に向けた取組に関する周知・啓発などの実施についての協力要請を行います。

2. 重点監督を実施します。

①長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場等、②離職率が極端に高い等、若者の「使い捨て」が疑われる企業等への監督指導を行います。

3. 電話相談を実施します。

「過重労働解消相談ダイヤル」(無料)を全国一斉に実施し、過重労働をはじめとした労働条件全般にわたり、都道府県労働局の担当官が相談に対応します。

実施日時 令和元年10月27日(日) 9:00～17:00

なくしましょう 長い残業

0120-794-713

以下の窓口でも労働相談や情報提供を受け付けています。
都道府県労働局または労働基準監督署(開庁時間 平日8:30～17:15)

(厚生労働省委託事業) フリーダイヤル は い ! ろ う どう

労働条件相談ほっとライン 0120-811-610

(月～金17:00～22:00、土日・祝日9:00～21:00)

労働基準関係情報メール窓口(情報提供)

労働基準 メール窓口

検索

4. 企業における自主的な過重労働防止対策を推進します。

企業の労務担当責任者などを対象に、9月から11月を中心に、全都道府県で「過重労働解消のためのセミナー」(委託事業)を実施します。

専用ホームページ

<http://partner.lec-jp.com/ti/overwork/>



参加費
無料

各回定員約100名
事前予約制(先着順)

令和元年度 厚生労働省委託事業

過重労働解消のためのセミナー



新しい時代に、 人々が求めている職場とは？

9月より全国47都道府県で開催！



働く人の健康を意識した
働きやすい職場づくりが
人材不足解消のカギです

LINE 友だち登録
はコチラ!!



受講対象者

事業主の方、企業の人事労務担当者・管理者、総務の方など

セミナー開始時間

14時00分～16時30分 13時30分より受付開始いたします

セミナー内容

- 「過重労働」の現状と企業経営に与える影響
- 対策に必要な「関連法令」
- 防止のための事業主等に求められる措置
- 職場のパワーハラスメント対策
- 知っておくべき労働時間等に関する基準
- 陥りがちな違法行為
- ストレスチェック制度とは
- 実施すべき取組と防止対策の具体例 など

申込方法

●本紙裏面のFAX申込書
FAX:03-5913-6409

受付後(約5営業日)メールで受講票を送付いたします。
※受講日の5～6日前にお申込みの方は、会場にて氏名確認で受講できます。

●専用webサイトへ

LEC 過重労働解消

検索

※お預かりした個人情報は本事業に係るご連絡にのみ使用します。
無断で第三者に提供することはありません。



QRコードからも
ご覧いただけます

お問い合わせは 委託運営: **LEC東京リーガルマインド** 過重労働解消のためのセミナー事業事務局 担当 田中・久保田

〒164-0001 東京都中野区中野4-11-10 アーバンネット中野ビル TEL: 03-5913-6085(平日9時～17時) FAX: 03-5913-6409

E-Mail: kaju-seminar@lec-jp.com 専用HP: <http://partner.lec-jp.com/ti/overwork/>

令和元年度 厚生労働省委託事業「過重労働解消のためのセミナー」

開催会場一覧			
開催時間：14時00分～16時30分（全会場共通）			
開催都市名	開催日	会 場	
北海道	札幌市	9/18(水)	北農健保会館（3階 大会議室）
青森県	青森市	10/ 7 (月)	青森県観光物産館アスパム（4階 十和田）
岩手県	盛岡市	9/ 6 (金)	アイーナいわて県民情報交流センター（会議室501A+B）
宮城県	仙台市	10/24(木)	東京エレクトロンホール宮城（602中会議室）
秋田県	秋田市	10/23(水)	にぎわい交流館（研修室1+2）
山形県	山形市	11/12(火)	ヤマコーホール（中ホール）
福島県	福島市	11/11(月)	コラッセふくしま（多目的ホールA）
茨城県	水戸市	9/12(木)	TKPスター貸会議室水戸駅前（カンファレンスルーム6A）
栃木県	宇都宮市	10/16(水)	TKP宇都宮カンファレンスセンター（カンファレンスルームB）
群馬県	前橋市	9/25(水)	前橋テルサ（つつじの間）
埼玉県	さいたま市	9/30(月)	ソニックシティ（906）
		11/ 7 (木)	TKP大宮ビジネスセンター（ホール1）
千葉県	千葉市	12/ 2 (月)	千葉市文化センター（セミナー室）
東京都	新宿区	9/ 5 (木)	LEC新宿エルタワー本校（1809/1810教室）
		9/19(木)	
		10/ 3 (木)	
		10/17(木)	
		11/ 1 (金)	
		11/12(火)	
		11/22(金)	
		12/ 3 (火)	
神奈川県	横浜市	9/18(水)	神奈川県中小企業共済会館（602～604）
		11/ 8 (金)	
新潟県	新潟市	10/ 2 (水)	コープシティ花園（ガレソンホールa+b）
富山県	富山市	9/10(火)	富山県中小企業研修センター（大ホール）
石川県	金沢市	11/15(金)	金沢商工会議所（大会議室A+B）
福井県	福井市	11/20(水)	福井県国際交流会館（第1・第2会議室）
山梨県	甲府市	9/26(木)	YCC県民文化ホール（会議室）
長野県	長野市	9/20(金)	JA長野県ビル（12階A会議室）
岐阜県	岐阜市	10/11(金)	ワークプラザ岐阜（4階大会議室）
静岡県	浜松市	9/10(火)	浜松研修交流センター（アクトシティ 62研修交流室）
	静岡市	10/10(木)	静岡県男女共同参画センターあざれあ（2階大会議室）

開催都市名	開催日	会 場	
愛知県	名古屋市	9/17(火)	ウイングあいち（902）
		10/10(木)	
	豊田市	11/29(金)	ウイングあいち（901）
三重県	津市	11/ 6 (水)	豊田市福祉センター（41会議室）
		9/24(火)	
滋賀県	大津市	9/24(火)	三重県教育文化会館（大会議室）
大阪府	大阪市	10/18(金)	ピアザ淡海（滋賀県立県民交流センター 207会議室）
		9/12(木)	コープ・イン・京都（202号室）
		9/ 5 (木)	エルおおさか（南ホール）
		10/ 8 (火)	
兵庫県	神戸市	10/24(木)	LEC梅田駅前本校（507教室）
		12/ 5 (木)	
		10/ 9 (水)	
奈良県	奈良市	10/ 9 (水)	兵庫県中央労働センター（小ホール）
和歌山県	和歌山市	10/25(金)	エルトピア奈良（大会議室A+B）
鳥取県	鳥取市	10/30(水)	和歌山県民文化会館（5階 大会議室）
		9/12(木)	鳥取県立生涯学習センター（講義室）
島根県	松江市	9/12(木)	鳥取県立生涯学習センター（講義室）
岡山県	岡山市	11/ 6 (水)	松江テルサ（大会議室）
広島県	広島市	11/11(月)	おかやまコープ（オルガホール）
		11/28(木)	TKP広島平和大通りカンファレンスセンター（ホール3D）
山口県	下関市	9/ 9 (月)	海峽メッセ下関（801大会議室）
徳島県	徳島市	9/12(木)	とくぎんトモニプラザ（4階 会議室2）
香川県	高松市	9/19(木)	TCB会議室（高松センタービル201号室）
愛媛県	松山市	11/14(木)	松山市総合コミュニティセンター（第1・第2会議室）
高知県	高知市	10/ 8 (火)	高知県立県民文化ホール（第6多目的室）
福岡県	福岡市	9/20(金)	天神クリスタルビル（大ホールA+B）
		9/24(火)	
佐賀県	佐賀市	11/19(火)	天神クリスタルビル（大ホールA+B）
長崎県	佐賀市	9/30(月)	佐賀県教育会館（第一会議室）
熊本県	熊本市	9/30(月)	佐賀県教育会館（第一会議室）
大分県	長崎市	10/25(金)	長崎県建設工業協同組合（8階 大会議室）
宮崎県	熊本市	10/ 7 (月)	くまもと森都心プラザ（A・B会議室）
鹿児島県	大分市	11/14(木)	全労済ソレイユ（3階 牡丹）
沖縄県	宮崎市	11/ 1 (金)	JA・AZUMホール（別館202研修室）
那覇市	那覇市	10/29(火)	天文館ビジョンホール（6Fホール）
		9/27(金)	沖縄産業支援センター（中ホール 312）

「過重労働解消のためのセミナー」参加申込書

※送信面（表裏）を必ずご確認のうえお送りください

FAX 03-5913-6409

参加希望日	月 日	会場名				
※複数のお申込は、複写をとって別々にファックス						
フリガナ		フリガナ		参加希望人数	名	
氏 名		企業・団体名			5名様以上はTEL確認をお願いします	
業 種		企業規模	10名未満	10～100名	101～200名	
					300名以上	
					※いずれかを○で囲む	
TEL	—					
FAX	—	e-mail		@		



毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。

過労死等防止対策 推進シンポジウム

過労死をゼロにし、健康で充実して
働き続けることのできる社会へ

近年、働き過ぎやパワーハラスメント等の労働問題によって多くの方の尊い命や心身の健康が損なわれ深刻な社会問題となっています。本シンポジウムでは有識者や過労死をされた方のご遺族にもご登壇をいただき、過労死等の現状や課題、防止対策について探ります。

日時

2019年11月27日(水)
14:00~17:00 (受付13:00~)

会場

浦和コルソ 7階コルソホール
(さいたま市浦和区高砂1-12-1)

[定員] 250名

参加
無料

主催：厚生労働省 後援：埼玉県、埼玉弁護士会

協力：過労死等防止対策推進全国センター、全国過労死を考える家族の会、過労死弁護士全国連絡会議、
埼玉産業保健総合支援センター、埼玉県経営者協会、連合埼玉、埼玉労連

プログラム

開會挨撈

埼玉労働局からの現状報告

家族の会体験談

休憩

講演「日本的雇用システムにおける‘企業拘束性’を考える」

金井 郁 氏(埼玉大学 人文社会科学研究科 准教授)

企業による事例報告(三州製菓株式会社)

閉会挨拶

講師プロフィール

金井 郁氏

埼玉大学 人文社会科学研究科 准教授



専門は労働経済論、ジェンダー論。日本の雇用システムにおいて中核とされる男性正社員とは異なる働き方をしてきた一般職女性、パート、自営業と雇用労働者の間のような性格を持つ自営的雇用（生命保険営業職やタクシー運転手）などの非典型雇用の研究を行っている。主な論文に、「女性の昇進をめぐる意識とマネジメント：雇用管理体系とジェンダー」（『大原社会問題研究所雑誌』704号、2017年6月）

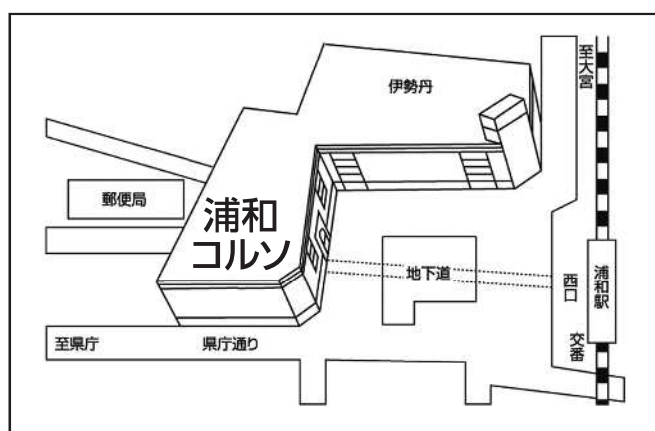
●会場のご案内

浦和コルソ 7階コルソホール

さいたま市浦和区高砂1-12-1 ・JR浦和駅西口駅前徒歩1分

●参加申込について

- ▶ 会場の都合上、事前の申し込みをお願いします。
(定員に満たない場合は、当日参加も可能です)
- ▶ 申し込みはWeb又はFAXでお願いします。
- ▶ 参加証は発行いたしません。そのまま当日お越しください。
- ▶ 定員超過の場合のみ、電話でご連絡いたします。



●Webからの申し込み：以下ホームページをご覧ください、申し込みをお願いいたします。

<https://www.p-unique.co.jp/karoushiboushisympo>

過労死等防止対策推進シンポジウム

検索



スマートフォンで
QRコードを
読み込んで下さい。

●FAXでの申し込み：以下の参加申込書に必要事項を記載の上、FAXをお願いいたします。

FAX 番号 03-6264-6445 過労死等防止対策推進シンポジウム 受付窓口 行

●下記の「個人情報の取扱いについて」に同意の上、ご記入ください。

過労死等防止対策推進シンポジウム [参加申込書]

●次の該当する□に✓をお願いいたします。

- ☐ 経営者 ☐ 会社員 ☐ 公務員 ☐ 団体職員 ☐ 教職員 ☐ 医療関係者 ☐ 弁護士
☐ 社会保険労務士 ☐ パート・アルバイト ☐ 学生 ☐ 過労死家族
☐ その他 [_____]

お 名 前	ふりがな	ふりがな
	ふりがな	ふりがな
4名以上のお申込みは、 別紙（様式自由）にて FAXしてください。		
電話番号		
企業・団体名		

「個人情報」の取扱いについて

・ご記入いただいた事項は、過労死等防止対策推進シンポジウムの申込受付業務を目的として使用し、他の目的で使用することはございません。・個人情報は「ご本人の同意なく第三者に提供をいたしません」・委託運営株式会社プロセスユニークの「個人情報保護方針(<http://www.p-unique.co.jp/privacy>)」に従い適切な保護措置を講じ、厳重に管理いたします。

(お問い合わせ先) 電話：0120-053-006 E-mail：karoushiboushisympo@p-unique.co.jp 株式会社プロセスユニーク